

災害に強い家づくり

を支援

問い合わせ 都市計画課 ☎2168

2 建築物土砂災害対策改修補助

土砂災害や地震などの自然災害に対する住宅の安全性を確保し、市民の皆さんの安全や財産を守ることを目的として、さまざまな支援を行います。

いずれの事業も、予算の範囲内で行うため、補助金の交付状況により、途中で申込を打ち切る場合があります。

1 木造住宅耐震診断・改修補助

地震に対する安全確保の意識向上と財産を守るため、住宅の耐震診断・改修費用の一部を補助します。

対象 昭和56年5月31日以前に建てられた市内の木造住宅

補助金額(上限)

耐震診断費用 3万円

耐震改修費用 40万円

段階的耐震改修費用 30万円

補助条件

市に登録の木造住宅耐震診断設計資格者が診断・設計し、年度内に工事が完了するもの。

必要事項を記入のうえ、都市計画課へ。

3 住宅リフォーム補助

住宅の長寿命化および定住促進を目的に築1年を経過した住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。

対象

市内に居住または居住予定で自己の居住のために住宅のリフォーム工事を行う方

補助対象工事

次の①から⑤に該当する30万円以上となるリフォーム工事

① バリアフリー化工事

② 断熱性能向上工事

③ 省エネ性能向上工事

④ 防災・防犯対策工事

⑤ 長寿命化工事

補助条件

① 市内に本店のある業者と契約し施工を行うこと

② 平成30年3月16日(金)までに工事完了の報告書が提出できること

補助金額

補助対象費用の10分の1以内

(上限20万円)

申し込み

6月1日(木) 9時から受付開始

所定の用紙に必要事項を記入のうえ、都市計画課へ。

詳しくは、市ホームページまたは市役所、公民館などに備え付けのパンフレットで確認してください。

●気を付けよう

「点検商法」の被害が多発

「無料で耐震診断します」と直接訪問や電話、チラシで勧誘し、その後「工事をしないと危険」などと危機感をあおって、高額または不要な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が多発しています。

被害をさけるためには

○市の職員が訪問して一方的に耐震診断などを勧めることはありません。

○市登録の木造住宅耐震診断設計資格者は、市長が交付した「登録通知書」を携帯しています。設計資格者は、市ホームページでも公開しています。

○契約前に工事内容を十分に確認し、必ず契約書を取り交わしましょう。

